

<商品概要説明書>



(2023年3月27日現在)

商品名	遺言信託業務・遺産整理業務（三井住友信託銀行）
ご利用いただける方	個人の方
取扱店舗	個人営業支援部 ※上記以外の店舗はお取次となります。
サービス内容	当行は信託代理店として、以下の商品の説明や代理店契約先の信託銀行への取次等をさせていただきます。（契約はお客さまと信託銀行の間での締結となります。） ①遺言信託業務 遺言書作成のお手伝いから遺言書の保管、遺言の執行まで行う業務です。 ②遺産整理業務 相続人皆さまのご依頼に基づき、税務申告等の税務業務を除く遺産相続手続きをお手伝いする業務です。
提携信託銀行	遺言関連業務につきまして、当行は三井住友信託銀行と代理店契約を締結しております。
信託報酬 （消費税込み）	所定の手数料を三井住友信託銀行にお支払いいただきます。手数料額につきましては、パンフレットまたは当行ホームページでご確認ください。
その他	・ご契約にあたっては所定の引受基準がございます。場合によっては、ご希望にそいかなる場合もございます。 ・個人営業支援部 信託担当が、遺言関連業務を統括しております。